これからのコミュニティ施策の基本的考え方

平成 31（2019）年３月　川崎市

はじめに

本市は、平成30（2018）年1月現在、政令指定都市の中で最も高齢化率が低い都市であり、当面は人口増加が予想されますが、将来的には確実に人口減少に転じ、超高齢・人口減少社会が到来します。

そのような中、平成28（2016）年度に設置した「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」から、参加と協働による地域課題の解決の「新たなしくみ」が必要とする提言を受け、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について、平成29（2017）年度から2年間かけて検討してまいりました。

この基本的考え方では、「市民創発」によるまちづくりの方向性を示しておりますが、創発とは、新しい他者との出会いと気づき、その関係性や響き合いの中から、新たな価値が生まれていくという考え方です。

これまでの行政計画は、現状を分析し、その現状から出発して、課題に対して計画的に目標を設定するというやり方で進めてきましたが、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」においては、将来のありたい地域の姿をバックキャスティングという手法を用いて市民の皆さんと一緒に議論し、その実現に向けて試行錯誤しながら、できることからスピード感を持って進めていこうとしています。

これまでの行政では、あまり採られてこなかった進め方ではありますが、常にプロセスを大切にし、市民の皆さんと一緒になってつくっていくことが何よりも大切だと思っています。そのためには、職員の意識も変わらなければなりません。コミュニティ施策の目的である「希望のシナリオ」の実現に向けて、各区一律に同じやり方で進めるのではなく、型にとらわれることなくチャレンジし、庁内が一体となって市民の皆さんと感覚を共有しながらまちづくりを進めていく姿勢が大事であると考えています。

この「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりに向けて取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成31（2019）年3月

川崎市長　福田紀彦

目　次

第１章　「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定の目的と背景 …… 1
１　「考え方」の目的、目標年次、位置づけ …… 1
(1) 目的 …… 1
(2) 目標年次 …… 2
(3) 位置づけ …… 2
２　策定の背景 …… 3
(1) 暮らしを取り巻く環境の変化 …… 3
(2) 回避すべきシナリオから「希望のシナリオ」へ …… 9

第２章　川崎市におけるコミュニティの現状と課題 …… 10
１　データ等から見るコミュニティの現状と課題 …… 10
(1) 身近な交流や活動の場の不足 …… 10
(2) 互助の必要性の高まり …… 10
(3) 町内会・自治会等の住民自治組織を取り巻く環境変化 …… 10
(4) 進化、多様化するまちづくり活動 …… 11
２　コミュニティ施策の現状と課題 …… 12
(1) コミュニティ施策のこれまでの主な経過 …… 12
(2) コミュニティ施策の主な課題 …… 13
(3) 区における主な既存のコミュニティ施策の振り返り …… 14

第３章　基本理念と今後の方向性 …… 19
１　基本理念 …… 19
２　今後の方向性 …… 24
(1) 多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や
豊かな市民社会に向けた環境づくり …… 24
(2) 超高齢社会に対応する地域コミュニティとその後を見据えた取組の展開 …… 24
(3) 川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の推進 …… 25

第４章　「新たなしくみ」の構築に向けた今後の取組 …… 26
１　三層制による取組の推進 …… 26
２　地域レベルの新たなしくみ …… 27
(1) 地域の居場所「まちのひろば」の創出 …… 27
(2)「まちのひろば」の機能 …… 27
(3)「まちのひろば」の多様な形態 …… 29
(4)「まちのひろば」への行政の関わり方 …… 29
３　区域レベルの新たなしくみ …… 30
(1) 区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出 …… 30
(2)「ソーシャルデザインセンター」の機能 …… 30
(3)「ソーシャルデザインセンター」の形態 …… 30
(4)「ソーシャルデザインセンター」への行政の関わり方～モデル創出へ～ …… 31
(5) 区における行政への参加のあり方検討 …… 31

4　地域レベルと区域レベルにおける「新たなしくみ」とその関係性について ……32
5　既存施策の方向性 ……33
(1) 区民会議について ……33
(2) まちづくり推進組織について ……33
(3) 区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等について ……33
6　町内会・自治会等、住民自治組織に関する新たな取組の方向性 ……34
(1) 町内会・自治会に関する新たな取組 ……34
(2) マンションコミュニティ等の住民自治組織に関する新たな取組 ……36
7　市域レベルの「新たなしくみ」の今後の方向性 ……37
(1) 中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築 ……37
(2) 多様な主体による地域コミュニティ形成の支援のための機能等の見直し ……37
(3)「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携、新たな役割の創出 ……37

第５章　市民創発に呼応する行政のあり方 ……38
1　行政スタイルや組織のあり方 ……38
(1) 既存の分野別計画等の整理・検討と政策統合への模索 ……38
(2)「質的改革」と新たな行政スタイルの構築に向けて ……38
(3) 徹底したプロセス重視と新たな参加手法の導入 ……38
2　職員の意識改革や人材育成 ……39
(1) 職員参加と意識改革の推進 ……39
(2) 政策形成能力と実行力の向上 ……39

第６章　これからの検討課題と今後の進め方 ……40
1　これからの検討課題等 ……40
(1)「政策統合」の更なる推進 ……40
(2) コミュニティ施策の推進と区としての総合行政の展開 ……40
(3) 区における多様な参加と様々な利害関係者（マルチステークホルダー）による
熟議プロセスの確保 ……40
(4) 地域における多様な社会問題も踏まえた
ライフステージに応じた専門家のネットワーク型支援 ……40
(5) 小さな単位での地域データの把握と活用 ……40
(6) エリアマネジメントによる戦略的まちづくりや持続可能なコミュニティ形成 ……40
(7) 地域に対する愛着の醸成〜まちを好きな人が多いと、まちは良くなる！〜 ……41
2　今後の進め方 ……42
(1) 参加と現場主義に基づく検討と協働による施策推進 ……42
(2) 横断的な庁内推進体制の整備と効果的な事業展開 ……42
(3) スピード感を重視した展開 ……42
(4) モデル・プロジェクトによる効果的な事業推進 ……42
(5) スモールスタートによる事業の実体化と見直し時期の設定 ……42
資料編 ……43